

# 第7期宍道湖湖沼水質保全計画の概要

宍道湖では、平成元年度以降6期30年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道等の整備や工場・事業場からの排水規制、農地や市街地など非特定汚染源からの流出負荷削減等の水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果、宍道湖へ流入する汚濁負荷量は着実に減少しているものの、未だ環境基準の達成には至っていません。

このため、引き続き、国、周辺市町、県民及び事業者などの皆さまにもご理解とご協力をいただき、環境基準の達成、長期ビジョンの実現に向けて、水質保全対策を推進します。

いのち

## 【長期ビジョン】「みんなで守り、はぐくむ生命、豊かできれいな宍道湖」(概ね令和15年度を目途)

- 人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系
- 人々の暮らしにやすらぎを与える美しい水辺空間
- 人々の間で語り、受け継いでいく湖



## 【長期ビジョンを実現するための施策の方針】

### ① 流入汚濁負荷の一層の削減

- ・地域の実情を踏まえた下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備 等

### ② 自然浄化機能の回復

- ・浅場の造成等による生物の良好な生育・生息環境の保全・復元
- ・魚介類等の適正な湖外搬出による持続的な水質浄化の仕組みづくり 等

### ③ モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討

- ・河川管理者(国)と県の連携によるモニタリング体制の充実と効果的な対策の検討 等

### ④ 親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定

- ・「五感による湖沼環境指標」等を評価指標とし、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指す

### ⑤ 環境教育等の推進

- ・次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上
- ・ラムサール条約湿地のワイズユース(賢明な利用)の推進 等

### ⑥ 関係者との連携

- ・県と河川管理者(国)との一層の連携強化 等

## 【第7期計画期間内(令和元年度～5年度)に達成すべき水質目標値】

単位: mg/L

水質項目		第6期計画		第7期計画	
		水質目標値	結果 (H26~H30)	予測値※	水質目標値 (R5)
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	4.6	4.7~5.3	4.8 (4.5~5.2)	4.6
全窒素	年平均値	0.49	0.45~0.52	0.47 (0.44~0.51)	0.47
全りん	年平均値	0.039	0.038~0.056	0.042 (0.032~0.053)	0.039

※ 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近5年の気象や流動の条件で令和5年度の流入汚濁負荷量(推計値)を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

## 【長期ビジョンの実現に向けての評価指標】

長期ビジョンの実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで、COD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を以下のとおり設定し、評価を行っていきます。

### ① 親しみやすい水環境を目指して(五感による湖沼環境調査による評価)

- ・地域住民等をモニターとした「五感による湖沼環境指標」調査で、すべての地点において「おおむね良好で、親しみやすい環境にあると感じられる水質(80点以上)」を目指す。

### ② 良好な生物生息環境を目指して(生物生息環境による評価)

- ・宍道湖の象徴的存在であるヤマトシジミを始めとする汽水域の生物が、安定的・持続的に生息できるような生物生息環境を目指す。

# 【第7期計画における主な対策】

## ①生活排水対策

(単位:千人)

区分	下水道等 汚水処理人口	未処理 人口
現状(H30)	247.6(96%)	10.7(4%)



区分	下水道等 汚水処理人口	未処理 人口
目標(R5)	245.6(96%)	9.4(4%)

## ②湖沼の浄化対策

- ・浅場の造成により植物の発達を促し、湖の自然浄化機能の回復を図る。
- ・汚濁原因の解明に向けた調査、研究を継続し、その知見を踏まえて、効果的な対策を検討する。

## ③農業地域対策

- ・化学肥料の減肥(有機JAS認証取得の推進)
  - ・排水路の泥上げ
- 期間内増加面積 64ha  
期間内実施延長 3,174km

## ④市街地対策

内容	年間実施延長(km/年)
道路路面の清掃	689.8
道路側溝等の清掃	14.1

## ⑤自然地域対策

内容	期間内実施量
森林の適正管理(植林、下刈り、除伐、間伐)	5,430ha
治山、砂防施設の整備	39ヶ所

## ⑥流入河川直接浄化対策

内容	期間内実施見込量
河床の掘削	5,000m <sup>3</sup>
堤防の除草等	6,800,000m <sup>2</sup>
河川内の藻刈	1,600,000m <sup>2</sup>

## ⑦流出水対策地区における重点的な対策の推進

- ・流出水対策地区に指定している忌部川・山居川流域において、流出水対策推進計画に基づき、引き続き、農業地域対策、市街地対策などの各種対策を、重点的に実施する。

## ⑧その他

- ・新たな科学的知見の集積を図り、国、大学、県が連携しながら、効果的な水質保全対策の調査研究を進める。
- ・ラムサール条約湿地として、一層の情報発信や普及啓発を行い、ワイズユース(賢明な利用)や環境保全意識の醸成を図る。
- ・アダプトプログラムの実施や、流入河川の清掃を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援する。
- ・排水規制対象事業場への立入検査等の監視を行い、排水基準遵守の徹底を図る。

## <参考> 宍道湖の現状

